

新しい選挙を 理解するために





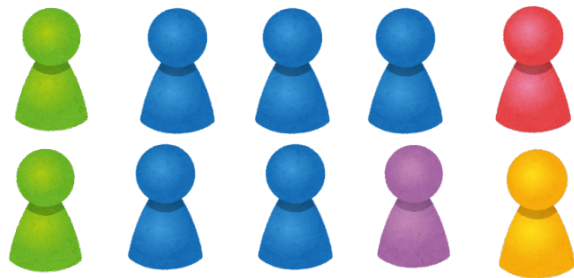
新しい選挙の内容をご紹介します

1 「男性や教役者」の数を制限します ―クォータ制の導入―

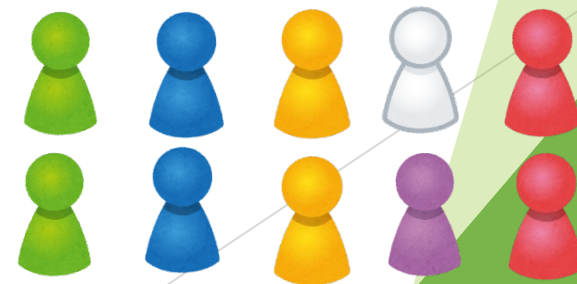
教会には男性の数が少ないのに、あるいは教会には教役者以外の人が圧倒的多数なのに、なぜ連盟の理事・監事・総会役員には「男性や教役者」が多数を占めているのでしょうか。この課題は随分前から自覚されていましたが改善されないまま今に至っています。

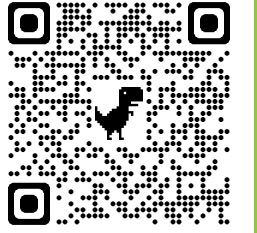
新しい選挙はあらかじめ「男性や教役者」の数を制限します。それによって「男性や教役者」以外の多様な背景をもつ人々が、連盟の意思決定機関に参加するように促します。

これまでの選挙（イメージ）



新しい選挙（イメージ）





2 「1 教会 1 票」で教会のみが投票します

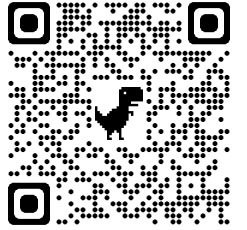
すべての教会が1票投じることで加盟教会の平等を実現しました。今までは役職上の代議員も投票ができましたが、新しい選挙では教会だけが投票できます。「教会1票」は今までの「限られた代議員による数分で判断する選挙」ではなく、教会内の熟議も促します。長い選挙期間を通じて、それぞれの教会で「わたしたちの代表を誰にすべきか」をぜひ論じ合ってほしいです。教会が理事・監事・議長団の候補者を直接推薦できるようにしました。連盟と教会の距離を縮めるためです。長い期間かけた選挙の結果は総会期日前に公表されます。総会審議時間を確保するため、すぐに引き継ぎができるようにするためです。

これまでの選挙（イメージ）

代議員の人数分投票

新しい選挙（イメージ）

1 教会 1 票（代議員の人数の格差なし）



3 「教会が主役」の選挙は主体的参与で成立します

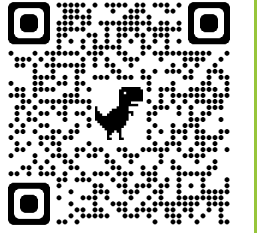
この「教会が主役」の選挙は、ひとえに加盟教会・伝道所の主体的参与のみによって成り立ちます。どうか理事・監事・総会役員の候補者を教会内の暑い祈りを寄せて推薦してください。役職にふさわしい候補者が誰であるのかを吟味し教会で合意形成をしてください。そして教会の意思に基づいて投票してください。決選投票も含めて、連盟の意思決定の過程を楽しんでください。そうして選ばれた人が誰であれ、自分たちの代表を祈りで支えてください。

これまでの選挙（イメージ）

候補者選考委員会が候補者を選出

新しい選挙（イメージ）

各教会が候補者（被選挙者）を推薦する（※義務でない）
理事10名、監事2名、総会役員（議長、副議長）2名



選挙権および被選挙権

選挙権→ 1 教会 1 票です。

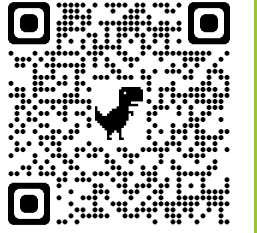


被選挙権→

連盟加盟教会（伝道所）の教会員のうち、以下を満たす者。

- (1) 候補者となることを理解し、承諾した者
- (2) 加盟教会からの推薦を受けた者
- (3) 在籍教会の同意を受けた者

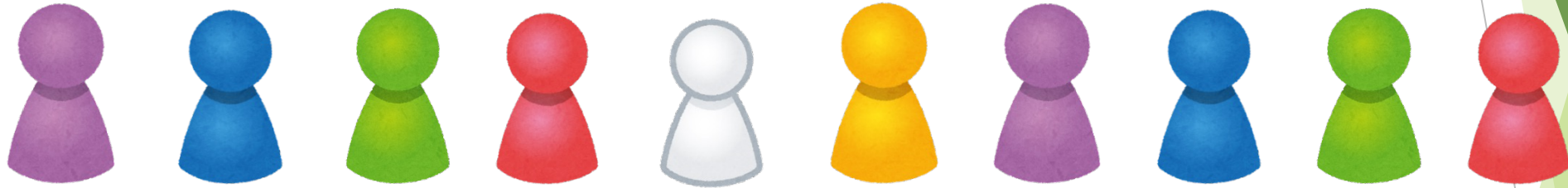




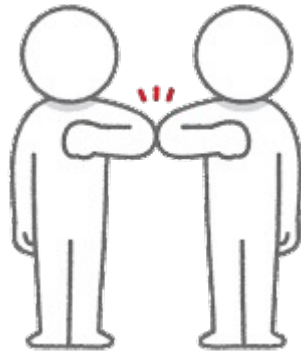
理事、監事、総会役員の定数

■選挙によって選ばれる理事定数：10名

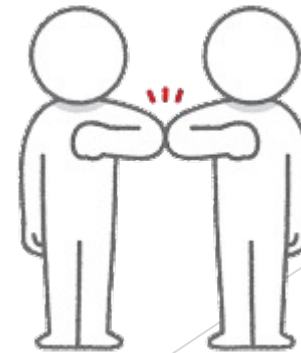
※常務理事、財務理事（各1名）は理事会の推薦を経て、信任投票によって選任。

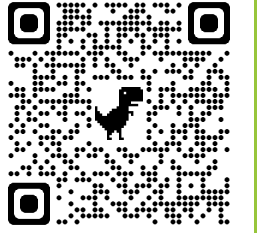


■監事定数：2名



■総会役員定数（議長・副議長）：2名





候補者の推薦

候補者の推薦：6月19日（日）～**8月18日（木）**

■推薦には所定の書類が必要です

（6/14付全国発送をご覧ください。メール、または郵便にて提出してください）

- ①推薦教会の推薦書 ②候補者の所属教会の同意書（所属教会が推薦の場合は不要）
- ③選挙候補者の承諾書 ④個人情報の提供及び利用に関する同意書

※推薦教会は、候補者及びその所属教会の同意を得、自教会の意思決定（総会、執事会、信徒会など）を経てから提出してください。

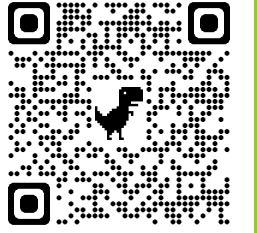
※これらの書類は必要に応じてコピー、または総会特設HPよりダウンロードできます。

※注意事項、書類送付先などは「選挙要領」をご覧ください。

■理事・監事・総会役員の候補者を、各定数まで推薦することができます。

（理事候補者10名まで、監事候補者2名まで、総会役員2名まで）

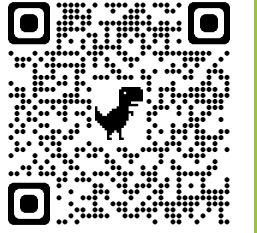




候補者の開示

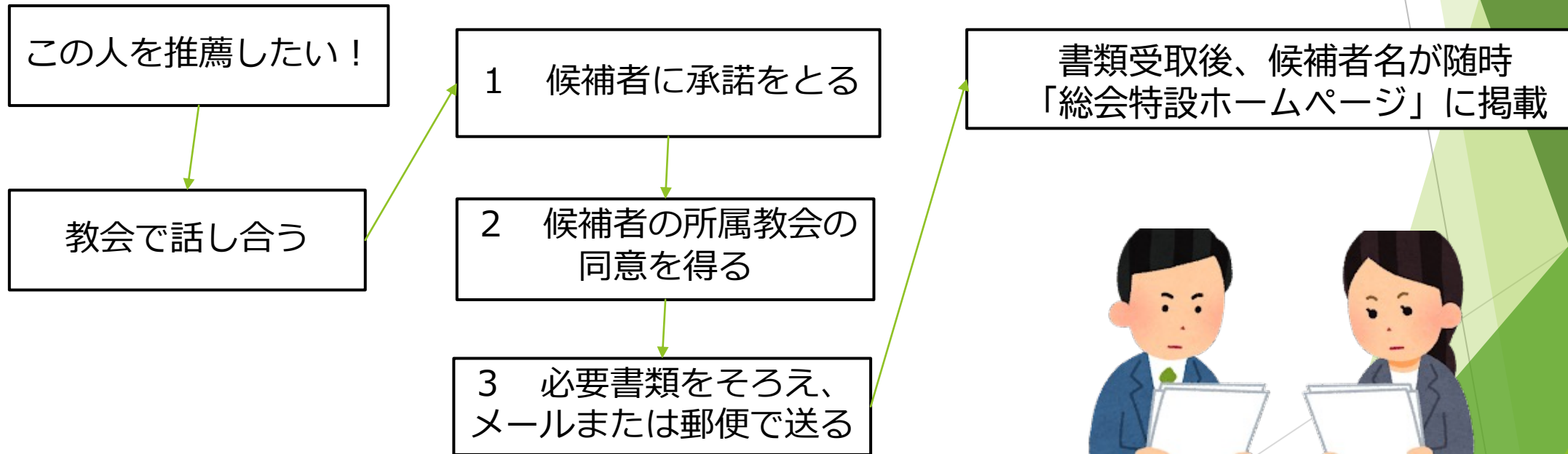
選挙管理委員会は、教会からの推薦を受けつけ、用件を満たしていることを確認した上で、候補者情報を総会HPにて公開します。候補者情報の詳細については、「教会登録アカウント」からログインすると見ることができます。

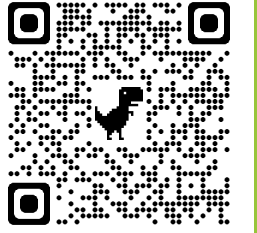




「候補者を推薦したい」と思ったら...

推薦期間：6月19日(日)～**8月18日(木)**





投票方法

■投票はオンライン投票システム、または書面（郵送）によって行います。

■投票は記名投票です。

※オンラインと郵送での二重投票を防ぐために記名にする必要があります。

ただし、どの教会が誰に投票したかは非公開です。

※オンラインと郵送の双方から投票した場合はオンラインの投票を有効とし、
郵送による投票を無効とします。

■投票は全数連記式です。

（つまり、各役職の定数まで投票できるということです）

※定数を越えて投票した場合は、その役職の投票のみ無効となります。

■選挙が有効となるためには、加盟教会総数の過半数の投票が必要です。

投票期間

■投票受付開始
8/28 (日)

■投票受付締切
10/7 (金)

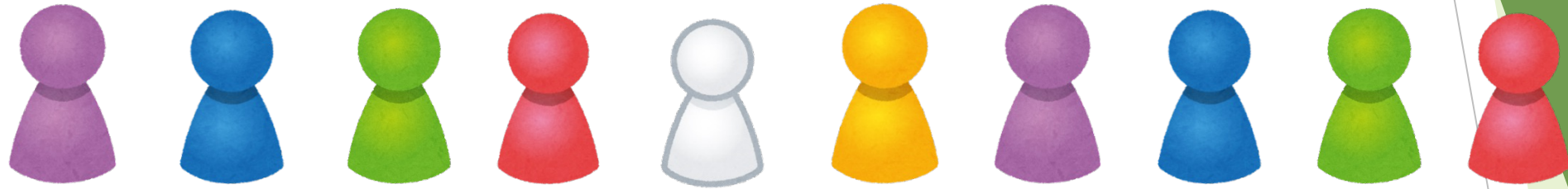
※オンライン投票は締切日の午後12:00
郵送での投票は締切日必着
をもって締め切ります。



総会ホームページ



当選人の決定 ー理事選挙の場合ー



1 まず非男性から4人

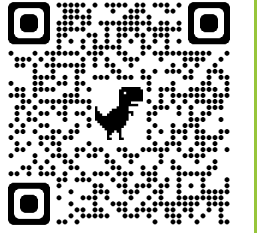
まず、候補者のうち推薦を受ける際に「私は“男性”です」と届け出た人以外の人（以下、非男性）の中から、得票数の多い上位4人を優先して当選人とします。

2 次に非教役者から4人

次に候補者のうち教役者以外の人（以下、非教役者）の中から、得票数の多い上位4人を優先して当選人とします。

3 男性教役者は最大4人まで、かつ男性は最大6人まで

候補者のうち理事定数から上記1・2で当選者となった数を控除した人数に到達するまで投票数の多い順に当選人を確定します。ただし、男性教役者の当選人が4名を超えることはできません。



新しい選挙のおさらい

—主体的に関わっていくために—

1) 候補者推薦期間 6月19日(日) ~ 8月18日(木)

- ・ 候補者を推薦するかどうか話し合う
- ・ 推薦する場合：①候補者の承諾と②候補者の所属教会の同意を得る
③必要書類をそろえ、選挙管理委員長宛にメールもしくは郵送する
※詳細は「選挙要領」をご確認ください。

2) 投票期間 8月28日(日) ~ 10月7日(金)

- ※オンライン投票は締切日の午後12時をもって締切、郵送での投票は締切日必着。
- ・ 各教会から推薦された候補者の中から、理事10名、監事2名、
総会役員（議長、副議長）2名を選んで投票

